

① 件名
石巻市旧北上川堤防利活用協議会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成23年の河川敷地占用許可準則の改正に伴い、地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制が緩和され、占用主体が地方公共団体、公的事業者等の公的主体に限定されていたものが、公的主体・利用調整に関する協議会等が認めた民間事業者に拡大された。 現在、国の築堤工事と連携し、「水辺の緑のプロムナード計画」に基づき、中央地区の拠点として憩いの場、賑わいの場の創出を目的に堤防一体空間の整備を進めている。</p> <p>【目的】 中央地区の河川堤防、水域等を活用した各種イベントの開催や飲食店、カフェ等の設置に当たり、民間事業者等が利活用する際の適性かつ公平な利用を推進するため、石巻市旧北上川堤防利活用協議会を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕】 第3章 地域資源を生かして元気産業を創造するまち 第6節 人々が集い、住み、楽しく過ごせる中心市街を再生する 1 にぎわいのある中心市街地を再生する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 水辺の緑のプロムナード計画 6. 旧北上川左右岸下流のルート、拠点、ポイント 4 プロムナード拠点 観光と賑わい（中央街区周辺）</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年11月 旧北上川堤防利活用に関する勉強会を開催（計4回） ～平成30年 2月 （関係町内会、観光協会、商工会議所、NPO法人、学識経験者、国、県等） 11月 旧北上川堤防利活用に関する検討会を開催（計2回） ～12月 （関係町内会、観光協会、商工会議所、NPO法人、学識経験者、国、県等） 12月 任意組織として、旧北上川堤防利活用協議会を開催（計1回） （関係町内会、観光協会、商工会議所、NPO法人、学識経験者、国、県等）</p>
⑤ 主な内容
<p>(1) 委員の定数等 20名以内 ・学識経験者 ・民間団体 ・自治協議会等 ・行政関係</p> <p>(2) 所掌事務 目的達成のため以下の協議を行い、市長に対して提言等を行う。 ・利用する区域の範囲・場所に関する事 ・利用する区域の利用及び管理運営に関する事 ・利用する区域において利用する事業者等の決定に関する事 ・その他、目的達成のために必要な事項に関する事</p> <p>(3) 委員の任期 2年 (4) 開催回数 年10回程度</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 中央地区の河川堤防、水域等を活用し、イベントの開催や飲食店、カフェ等、中心市街地活性化の取組として、適性かつ公平な利用を推進することにより、民間事業者等との参画による、憩いの場、賑わいの場の創出によって、交流人口の増加が図られる。</p> <p>【財源措置】 平成31年度当初予算額（一般財源） 委員報償金 520千円（4,000円×13人×10回） ※行政関係者は除く。</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
名取市	名取市水辺を活かしたまちづくり検討会（平成27年10月設置） 平成30年10月 名取川 「かわまちてらす閉上」河川法に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を目的とした社会実験のための占用許可
新潟市	信濃川やすらぎ堤利用調整協議会（平成27年度設置） 平成28年2月 信濃川 「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」 河川法に基づく都市・地域再生等利用区域の指定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成31年3月	石巻市旧北上川堤防利活用協議会設置要綱の制定（平成31年4月1日施行）
4月～	石巻市旧北上川堤防利活用協議会開催（平成31年度 10回開催予定）
⑨その他	